

(仮称) 3市共同資源物処理施設整備実施計画(案)及び
(仮称) 不燃・粗大ごみ処理施設整備基本計画(案)説明会 会議録

- 日 時：平成28年1月13日(水) 午後7時～9時00分
- 場 所：小平・村山・大和衛生組合 3階 大会議室
- 参加者：28名
- 3市・組合出席者

| 区分 | | 出席者 |
|--------------|-------|----------------------------|
| 組 織 市 | 小平市 | 山下副市長、岡村環境部長、白倉資源循環課長 |
| | 東大和市 | 小島副市長、岡村環境部長、松本ごみ対策課長 |
| | 武蔵村山市 | 山崎副市長、佐野環境担当部長、有山ごみ対策課長 |
| 小平・村山・大和衛生組合 | | 山下助役、村上事務局長、木村計画課長、片山事務局参事 |

※ 小平市副市長と組合助役は同一

【会 議 内 容】

【村上事務局長】

定刻となりましたので、(仮称)3市共同資源物処理施設整備実施計画(案)及び(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設整備基本計画(案)の説明会を開催いたします。

本日は、小平市、東大和市、武蔵村山市と小平・村山・大和衛生組合で進めております3市共同資源化事業における、(仮称)3市共同資源物処理施設整備実施計画(案)及び(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設整備基本計画(案)がまとまりましたので、そのご説明をさせていただきます。お手元に2つの計画の本編と概要版、また、パワーポイント用の説明資料を配布させていただきましたのでご確認ください。

それでは最初に進行にあたり、連絡とお願いをさせていただきます。

閉会は9時を予定しています。

写真・ビデオの撮影はお断りさせていただきます。

録音は特に制限いたしません。

携帯電話の電源はお切りいただくか、マナーモードに設定をお願いします。

説明後に質問等をお受けしますが、なるべく多くの方からいただくため、質問等は簡潔にお願いします。

以上でございます。よろしく願いいたします。

続きまして、本日の出席者を紹介いたします。

3市共同資源化推進本部本部長の山下小平市副市長でございます。

【山下副市長】

小平市の山下でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【村上事務局長】

山下副市長は、衛生組合の助役を兼ねております。
続きまして、副本部長の小島東大和市副市長でございます。

【小島副市長】

こんばんは。東大和市副市長の小島でございます。よろしくお願いいたします。

【村上事務局長】

続きまして、副本部長の山崎武蔵村山市副市長でございます。

【山崎副市長】

皆さま、こんばんは。よろしくお願いいたします。

【村上事務局長】

続きまして、4団体の担当部課長をご紹介します。
小平市の岡村環境部長でございます。

【岡村環境部長】

皆さま、こんばんは。小平市の環境部長の岡村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【村上事務局長】

同じく白倉資源循環課長でございます。

【白倉資源循環課長】

小平市の資源環境課長の白倉と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【村上事務局長】

東大和市の田口環境部長でございます。

【田口環境部長】

皆さま、こんばんは。東大和市環境部長の田口でございます。よろしくお願いいたします。

【村上事務局長】

同じく松本ごみ対策課長でございます。

【松本ごみ対策課長】

お世話になっております。東大和市ごみ対策課長の松本です。よろしくお願いいたします。

【村上事務局長】

武蔵村山市の佐野協働推進部環境担当部長でございます。

【佐野環境担当部長】

皆さま、こんばんは。武蔵村山市の環境担当部長の佐野と申します。よろしくお願いいたします。

【村上事務局長】

同じく有山ごみ対策課長でございます。

【有山ごみ対策課長】

武蔵村山市ごみ対策課長の有山です。どうぞよろしくお願いいたします。

【村上事務局長】

そして、私は、小平・村山・大和衛生組合事務局長の村上でございます。よろしくお願いいたします。

同じく木村計画課長でございます。

【木村計画課長】

衛生組合の木村でございます。よろしくお願いいたします。

【村上事務局長】

同じく片山事務局参事でございます。

【片山事務局参事】

こんばんは。衛生組合の片山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【村上事務局長】

続きまして、4団体を代表いたしまして、衛生組合の助役であり、3市共同資源化推進本部長を兼ねております、山下小平市副市長からごあいさつをお願いします。

【山下副市長】

あらためまして、皆さま、こんばんは。ただいまご紹介いただきました山下でございます。

本日は、お忙しい中、(仮称)3市共同資源物処理施設整備実施計画(案)及び(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設整備基本計画(案)説明会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

開催に当たりまして、4団体を代表しまして、一言、ご挨拶をさせていただきます。

皆さまには、常日頃から廃棄物行政に対してご理解、ご協力をいただきまして、この場をお借りしまして感謝申し上げます。

さて、3市共同資源化事業の取り組みといたしまして、4団体では、平成26年9月に、3市共同資源化事業基本構想を策定し、これに基づき3市共同資源物処理施設整備実施計画と不燃・粗大ごみ処理施設整備基本計画の策定を進めてまいりました。

本日は、その案がまとまりましたので、皆様にご説明をさせていただくものでございます。

皆様から排出されますごみや資源の処理・処分につきましては、ごみ処理施設やリサイクル施設といった中間処理施設が必要不可欠でございますが、これらの処理を行う施設は、老朽化や処理能力の限界、旧式化等から、施設の更新が喫緊の課題となっております。

このような中で、本日も説明をさせていただきます2つの計画案、その他プラスチック製容器包装及びペットボトルの処理、また、不燃・粗大ごみの処理を行う施設整備に必要な条件を定めることを目的としたものでございます。

この案に対する皆様からのご意見を伺い、4団体で3市共同資源化事業を円滑に進めてまいりたいと考えております。

今後とも3市共同資源化事業への皆様のご理解、ご協力を賜りますことをお願い申し上げ、開催に当たってのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【村上事務局長】

それでは、計画案の説明をさせていただきます。説明は2つの計画案を先に説明し、その後、資源物処理施設についてのご質問、不燃・粗大ごみ処理施設についてのご質問、最後に全体のご質問をお受けしますので、よろしく願います。

それでは移動しますので、もう少しお待ちください。

それでは、画面にご注目ください。また、画面が見つらい場合はお手元のパワーポイント用の資料をご覧ください。

画面をポインタで指す場合もありますので、なるべく画面をご覧くださいの方が分かりやすいかと思ます。

はじめに、(仮称) 3市共同資源物処理施設整備実施計画(案)について説明申し上げます。

「計画の背景と目的」であります。本施設は、小平市、東大和市、武蔵村山市で収集された、その他プラスチック製容器包装、この後は「容リプラ」と言わせていただきますが、並びにペットボトルをリサイクルするために整備するもので、本計画はその施設の整備内容や工事発注に必要な条件等を定めることを目的としています。

「整備方針」であります。本施設の整備方針はここに示した4点になります。

まずは「安全、安心かつ安定的に処理が可能な施設」ということで、最新の処理技術を導入し、事故や故障が少なく、維持管理が容易で長期間の耐用性に優れた設備を導入いたします。

また、運転監視と日常点検に努め、計画的かつ効率的な維持、補修により、予防保全を強化しながら、高い安定性及び信頼性を有する施設といたします。

次に「充実した環境保全対策により、周辺環境に影響を与えない施設」ということで、振動・騒音、臭気・揮発性有機化合物(VOC)対策の充実を図り、周辺環境に影響を与えない施設とします。

また、信頼性の高い公害対策設備の導入や、適切な運転管理の継続により、環境保全に取り組む施設といたします。

次に「景観等に配慮した地域との調和の図れる施設」ということで、施設内の緑化や、建物のデザインに配慮することにより、周辺環境と調和した清潔な施設とします。

最後に「経済性に優れた施設」ということで、廃棄物の減量とリサイクルを前提とした適切な処理方式とするとともに、省エネルギー機器を採用し効率的な運転に努めることで、経済性に優れた施設とします。

「計画目標年次」であります。施設の稼働年度は平成31年度、平成31年4月を予定しています。

「ごみ処理処分」であります。現在、各市における容リプラやペットボトルの分け方、収集の方法が市によって若干異なっておりますが、施設を整備する際にはこれらを統一いたします。

「建設予定地」であります。現在の東大和市暫定リサイクル施設の用地内に、既存施設を撤去して建設する予定です。

用地の面積は約4,300平方メートル、用途地域は「工業地域」で、建ぺい率60パーセント、容積率200パーセントとなっており、高度地区として25メートル以下にすることが規定されています。

「(1) 計画処理量」であります。

本施設の規模であります。平成35年度が排出量の将来予測において一番多い年度であり、この年度の処理量から見込みまして、容リプラの計画処理量は年間3,776トンから算出し、施設規模は日量17トン、ペットボトルは年間1,005トンから算出し、日量6トン、併せて日量23トンとなります。

ちなみに、この図で平成31年度に処理量が多くなっているのは、小平市が軟質系容リプラの分別を拡大していることによります。

「(2) 処理方式(選別方法)」であります。施設での処理の内容は、容リプラもペットボトルも基本的には不純物を取り除き、圧縮梱包し搬出ということになります。

ペットボトルは、ペットボトル以外の物が混入する割合は多くないと思われませんが、多少は入ってきます。またキャップを取り除く必要がありますことから、これらの選別を人力、人の手で行います。

容リプラにつきましては、最終的には人力で選別を行いますが、容リプラ以外のものの混入が多いと予想されますことから、人の手で選別する前に、磁力選別機などで金属除去や比重差選別機の併用により人の手間を低減する予定であります。

「(3) 基本フロー」であります。少し見づらくて申し訳ありません。お手元の資料をご覧ください。結構だと思います。

左側が容リプラの処理フローで、搬入車両の重量を計量し、ピットに廃棄物を投入、容リプラをクレーンで処理ラインに供給した後、袋を破袋し、比重差選別や磁力選別、手選別をした後、圧縮梱包し、排出となります。

ペットボトルも基本的には同じ流れであります。機械選別がなく、手選別のみになります。また、基本的にはキャップは手選別で取る予定であります。蓋つきの物が多く、人力で取りきれない場合に、それをそのまま圧縮しても空気が抜けないため、十分に圧縮できない場合を想定し、穴あけ機を設置します。その後、圧縮・梱包し搬出となります。

なお、ここで示したものは基本的なフローでありますので、プラントメーカーに発注した際に、メーカーがより良い方法を提案してきた場合には若干変更になる可能性があることをご承知おき願います。

「(4) 選別品の規格・寸法等」であります。選別した容リプラやペットは圧縮・梱包いたします。梱包品の寸法は、日本容器包装リサイクル協会の「引き取り品質ガイドライン」により、何種類かのサイズの規定はありますが、現在のところ、容リプラ、ペットボトルと

も縦・横・高さ1メートルの立方体で搬出することを予定しています。梱包品はこぼれ落ち等がないようにプラスチックフィルムでラップをいたします。

「(5) 公害防止条件」であります。本施設の公害防止条件といたしまして、まず、騒音・振動であります。本施設における法的な規制基準は表のとおりであります。表の下段にあります。本来の基準に対して、特別養護老人ホームが隣接していることから、より厳しい基準が適用されます。本施設は、その上乘せされた基準に対して、施設が稼働する昼間において、騒音で10デシベル、振動で5デシベルさらに上乘せした厳しい要求水準値としております。

次に臭気ですが、敷地境界線上における法的な規制基準値は13ですが、要求水準値を10まで下げて規制することとしております。

次に粉じんですが、基本的には作業は建屋内で行い、集じん器を設置し、浄化した空気を排出いたします。

次に揮発性有機化合物(VOC)ですが、本施設はVOCの排出基準を定める法令上の対象施設とはなっておりませんが、より地域住民の安全性を重視する考えのもと、表にありますように、まず建屋内の気密性を高め、建屋内の空気が外に出ないようにします。

これは、建屋内の空気を吸引することで、建屋内の気圧を外部より低くし、外から空気が入っても、中から外には空気が出ないようにします。

また、活性炭による吸着方式と光触媒等による酸化分解方式の除去設備を設置し、空気を浄化した上で排出させることとします。

さらに、総揮発性有機化合物だけではありませんが、定期的に周辺の環境大気や建屋内空気の排出口での濃度測定を行い、その結果を公表いたします。その結果は公表し、住民へ周知することといたします。

「設備計画」ですが、施設の建設に当たっては、周辺環境と調和した施設整備に努めるものとします。

具体的には、記載のように、1周辺環境との調和、2自然エネルギーの活用、3消費電力の低減、4操業に伴う騒音・振動・光害対策、5臭気及びVOC(揮発性有機化合物)対策、6搬入路対策、7労働安全衛生対策、8環境測定の実施を行います。

次に「安全対策」であります。

安全対策につきましても、ここに記載のようなことを実施し、事故が起こらないよう、施設の安全運転に努めていきます。

「火災対策」ですが、火災につきましても、十分な対応を実施していきます。

「環境啓発機能(プラザ機能)」ですが、プラザ機能につきましても、ここに示すような機能を検討中であります。

「全体配置計画」ですが、建築計画といたしまして、敷地、地盤、建築物の用途、規模、将来計画等の設計条件を十分に把握し、意匠設計及び設備設計からの要求性能を満足

させながら、所要の安定性、耐久性、居住性、施工性等に建築物の性能を確保するものとしたします。

「施設配置条件」でありますが、

- ア 建設予定地への出入は、敷地西側道路とします。
- イ 施設への搬入車両は、行政回収車のみとします。
- ウ 搬入車両は、計量機で計量します。
- エ 敷地内に十分な搬入車両の待機スペースを確保します。
- オ 資源ごみの受け入れや、選別・圧縮・梱包・積み込み作業は全て建屋内で行います。
- カ 建屋内の空気が直接外部に排出されないよう、搬入出口には自動扉やエアーカーテンを設置します。

次に「配置人員」であります。

施設は可能な限り自動化を行うこととしておりますが、手選別や車の誘導等は人が行います。今のところ作業員は49名から58名程度と見込んでいますが、選別をどの程度厳密に行うかによって変わってきます。またメーカーによっては、「この機械を導入することにより、作業員を減少することが可能である」といった提案も考えられるため、流動的であります。

「配置・動線計画」であります。場内の動線であります。場内は基本的に一方通行としたします。

収集車両は下側、こちらが西側の道路ですが、ここから入場し、計量機で車の重さを計量し、プラットホームに入っていきます。ピットに投入した後場外へ退場することになります。

梱包物を搬出する車はここから入場し、資源物貯留ヤードで梱包物を積載した後、ピンク色の動線に従って場外へ出ていきます。場内にこれだけの待機スペースを確保することにより、搬入車両が道路上に並ぶということはほとんど無いと考えております。

ここからは「配置計画案」となります。初めに立面図であります。一番高いところで24メートル、その他は約20メートルです。低いところはプラットホームのところ約10メートル強となっております。概ねこの形が基本となると考えておりますが、提案メーカーによっては状況が変わることもご承知願います。

1階の平面図であります。プラットホームや、排出物のヤード、圧縮梱包の機器などが置かれております。

ただし、先に申しあげましたとおり、メーカーによっては各階の配置が変わることもありますので、ご承知願います。

次に2階平面図となります。集じん・脱臭施設室のほか、プラザスペース、見学者ホール等となっております。

3階平面図であります。ピットに集められた容リプラやペットボトルをクレーンにより運び上げ、機器選別、手選別を行います。

次に「運営計画」であります。

まず、事業方式につきましては「公設+長期包括的運営委託」、また、運営方式につきましては、「長期包括的運営委託」としております。

「公設」というのは、最近では「PFI」のように民間に施設を建設してもらうという手法も出てきておりますが、従来どおり、「公」、今回の場合は「組合」であります。責任を持って施設を建設するということでもあります。

また、「長期包括的運営委託」とは、施設維持管理や運営を長期間一括して委託するというもので、同じ業者が長期的に管理することにより、運転する人間が施設を熟知できることや、機器に不具合が起こる前に計画的に補修や維持管理が行えるメリットがあります。

さらに長期契約による事業費の削減も期待できるものであります。

次に「財政計画」であります。

今回の計画では約18億8千万円の事業費となっております。

財源といたしまして、交付金が約5億5千万円、起債が約11億3千万円で、一般財源として約2億円を見込んでおります。ただし、今後メーカーへの見積り依頼を行い、正式な予算決定を行う予定でありますことから、本金額はあくまで現時点の暫定的なものになります。

次に「事業スケジュール」であります。本施設の整備における建設工事に関しましては、平成28年12月頃までに契約を行い、平成29年度に入りまして、現況施設を解体した後、平成29、30年度にかけて建設工事を行い、平成31年度に供用を開始する予定としております。

また、施設の運転、維持管理に関しましては平成29年度に「長期包括的運営委託」のより詳細な検討を行い、平成30年度には委託業者を決定する予定としております。

後ほどご説明いたします計画も含め、昨日は東大和市市役所会議棟にて、また本日は衛生組合にて説明会をしております。さらに小平市中島町地域の連絡協議会、東大和市桜丘地域の施設整備地域連絡協議会の地域住民の代表の方々に対して説明をする予定になっております。

続きまして、(仮称)不燃・粗大ごみ処理施設整備基本計画(案)についてご説明申し上げます。

「計画の背景と目的」であります。現在焼却施設の隣にあります不燃ごみ及び粗大ごみの処理を行っております「粗大ごみ処理施設」は、昭和50年10月に竣工し、平成10年3月に改修を実施いたしましたが、竣工から約40年が経過し、老朽化や旧式化、環境対策等の課題が生じているため、早急な更新が必要な状況にあります。

本計画は、この「不燃・粗大ごみ処理施設」の更新に向けた調査・検討を行うとともに、工事発注に必要な条件等を定めることを目的としています。

「整備方針」であります。本施設の整備方針はここに示しました4点ありますが、先ほどご説明いたしました(仮称)3市共同資源物処理施設整備実施計画(案)と同様の内容でございます。

「計画目標年次」であります。

施設の稼働年度は平成 32 年度。平成 32 年 4 月を予定しております。

「処理対象となるごみ種」であります。施設で処理対象となるごみの種類は、今までと同様の「可燃性粗大ごみ」、「不燃性粗大ごみ」、「不燃ごみ」といたします。

「建設予定地」であります。現在の焼却施設の東側で、組合に隣接する小平市清掃事務所を解体した跡地を活用する予定であります。敷地面積は約 3,700 平方メートル、用途地域は「準工業地域」で、建ぺい率 60 パーセント、容積率 200 パーセントなどとなっております。

「計画処理量」であります。

計画処理量は、減量施策などの影響により、グラフのとおり減少していくと見込んでおります。施設規模は表にありますように、施設稼働予定年度の平成 32 年度が一番多い処理年度となり、不燃ごみの計画処理量、年間 5,735 トンから算出し、施設規模は日量 26.6 トン、粗大ごみが年間 1,437 トンから算出し、日量 6.6 トン、合計で日量約 34 トンとなります。現在の日量 75 トンの施設規模から半分以下となる計画です。

「処理方式及び処理フロー」であります。概略といたしますと、破碎し、機械や人の手により鉄やアルミといった資源物、可燃物、不燃物に選別し、鉄やアルミなどの資源物は売却することで資源化を推進してまいります。

次に「処理フロー」であります。詳細な処理フローを表示いたしますとこのようになります。画面上の緑色で示した部分は資源物として回収するものを示しており、鉄やアルミに加え、破碎する前の段階で再利用対象品、小型家電、金属製粗大及び製品プラ等の資源物を選別する計画です。

「資源物の品質条件及び残さ処分計画」であります。ごみに含まれている鉄やアルミをできるだけ多く、不純物の少ない状態で回収しようとする内容でございます。

また、破碎不燃物は日の出町の二ツ塚処分場へ車両搬送して埋め立てを行っておりますことから、最終処分場の受け入れ基準を満たすものとします。

ここからは「公害防止条件」であります。

本施設の公害防止条件といたしましては、基本的には法律や条例で定められた基準を順守する計画としております。

騒音につきましては、破碎作業を行う日中で 50 デシベル以下としております。これは静かな事務所、木々のざわめきといったレベルとなります。

振動につきましては、日中で 65 デシベル以下としております。

また臭気や排水につきましても条例等の基準値を順守するレベルとします。

粉じんにつきましても、集じん器を設置するなど、外部への影響がないような対策を行うものとしております。

ここからは「周辺環境対策」であります。施設の建設に当たっては、周辺環境と調和し、環境負荷の低減、地球温暖化対策を行うものとし、具体的には、騒音対策、振動対策、粉じ

ん対策、臭気対策、低周波音対策、また、敷地内緑化、消費電力の低減などを行うとしております。

次に「安全対策」であります。

安全対策につきましても、ここに記載の内容を実施し、事故が起こらないよう、施設の安全運転に努めていきます。

「火災・爆発対策」であります。まずは、火災や爆発を引き起こすごみ自体を施設に搬入させないことが重要であり、収集段階などで対応を行ってまいります。

特に、排出されます市民の皆様にも、ボンベやスプレー缶等の適正排出にご協力を引き続きお願いしてまいります。

施設側での対策といたしましては、こちらの表に示す様々な対策を行うものとしておりますが、炎やガスを検知した際には速やかに施設の停止や、散水等が行える最新技術を導入することとしております。

次に「環境啓発機能」であります。焼却施設の建て替えによる対応を考慮し、施設見学ができる啓発設備を整備する予定であります。

「配置計画」であります。基本事項を6項目示しておりますが、具体的には配置図を掲載しておりますので、20ページをご覧くださいと思います。

ここからは「車両動線計画」であります。

焼却施設の更新などを配慮し、5項目を示しておりますが、具体的には22、23ページに動線図を掲載しておりますので、ご参照いただければと思います。

次に「機器配置計画」であります。初めに1階の機器配置計画があります。

プラットホームや搬入物のピットや貯留ヤード等となっております。

次に2階の機器配置計画となります。大型の破砕機や集じん脱臭設備等となっております。

3階の機器配置計画で白いエリアが高い部分になります。

これは南側からの立面図で、左側が西になります。一番高い部分が20メートル弱となります。概ねこの形が基本となると考えておりますが、提案メーカーによっては、状況が変わることも考えられます。

次に「建築計画」であります。

施設の構造の基本的な考え方を4項目示しており、構造体は、重要度係数を1.25倍、建築非構造部材をA類、建築設備を甲類としております。

施設の意匠の基本的な考え方につきましては、記載の5項目としております。

「運営計画」であります。 (仮称) 3市共同資源物処理施設整備実施計画(案)と同様の考え方としております。

「配置人員」であります。表にありますように18名程度を予定しており、特に、資源物を選別する手選別人員の充実を図ることとしております。

次に「財政計画」であります。

今回の計画では、約27億8千万円の建設整備費となっております。

財源といたしまして、交付金が約8億円、起債が約17億円で、一般財源として約2億8千万円を見込んでおります。

ただし、今後メーカーへの見積り依頼等を行い、正式な予算決定を行う予定でありますことから、本金額はあくまでも現時点での暫定的なものであります。

「事業スケジュール」であります。本施設の整備における建設工事に関しましては、生活環境影響調査や施設建設までの準備を平成29年度の中旬までに、また契約を平成29年12月頃までに行い、平成30年度に入りまして、建設地の小平市清掃事務所を解体した後、平成30、31年度にかけて建設工事を行い、平成32年度に供用を開始する予定としております。

「今後の予定」でございますが、先ほど説明したとおりでございます。

説明につきましては以上でございます。

ありがとうございました。

それでは、説明が終わりましたので、最初に、資源物処理施設のご質問からお受けいたしますが、冒頭に申し上げましたとおり、なるべく多くの方から質問等が伺えますように、簡潔にお願いしたいと思います。また、昨日の説明会で、一度に何件ものご質問を頂いて、こちらとしてもなかなか答えられなかったこともございます。また、説明も漏れがあったりすると困りますので、質問につきましては2点くらいまでとどめておきまして、また他の方にご質問を伺まして、質問が一遍終わりましたら、また、その方がお手を挙げていただければご指名するような形でお願いしたいと思います。まず最初に質問するときは、お住まいの地域とお名前の後にご発言いただけるようによろしくお願いいたします。

それでは、まずは資源物処理施設についてご質問のある方、お手を挙げていただければと思います。

はいどうぞ。

【住民】

武蔵村山市から来ました。2点あるのですけれども、資料があるので座らせていただきます。

3市共同資源物処理の概要編から。先ほどのパワーポイントのレジュメには入っていませんでしたのですけれども、こちらの12ページに、容リプラとペットボトルは混合収集を行わないことというのが配置人員の項に入っているのはどうしてか。これは、行政収集の姿勢のことなのでしょうかというのが1つ。

あともう1つは、にカラーで出ている3市の人口と処理量の推移の表があるのですが、その中から、ペットボトルとか容リプラの回収量の見込みが、概要版の5ページにカラーで出ていますので、そちらで質問したいのですが、処理量があまり増減しない。小平市の平成31年度からというのは、先ほど説明があったのですけれども、この中であまり年度を超えても処理量に変化がないのは、市内で小売業者さんとかに店頭での回収というか、排出者の責任で回収してもらうという取り組みを、3市で、条例まではいかないにしても、積極的にそ

この事業者処理責任を取ってもらうというスタンスは、この3市にはないのかという2点をお聞きしたいです。

【村上事務局長】

2点ご質問いただいております。1点目は組合からお答えし、2点目につきましては各市からお答えさせていただきたいと思います。

【片山事務局参事】

片山です。概要版12ページの質問の意図ですけれども、混合収集を行わないことが分からない？

【住民】

配置人員の項に入っているということが、どういう意味なのか。

【片山事務局参事】

プラとペットボトルは、今、武蔵村山市さんは混合で収集されていますよね。混合で収集される場合にはそれなりの人員がかかるし、別々に、例えばペットとプラをそれぞれ別の収集形態で収集するときでは、人員の関わり方が変わってくるという形で、人員配置のところに示しているということです。

【住民】

そうすると、3市各市ともこの施設に搬入するということは、混合では収集しない形態に変えるということの意味しているのですか。

【片山事務局参事】

おっしゃるとおりです。

【住民】

分かりました。

【白倉資源循環課長】

小平市でございます。排出者への収集ということで、小平市としまして、今現在もやっているのですが、店頭によるペットボトルの回収等については、今後も各店舗に協力を願ってやっていただく形で進めていくということでは考えているところでございます。

【松本ごみ対策課長】

東大和市です。特にペットボトルにつきましては、一昨年前、収集方法を変えたところではあるのですが、引き続き、店頭回収の協力、また拡充については努めていきたいと考えております。

以上です。

【有山ごみ対策課長】

武蔵村山市です。今、小平市、東大和市さんも申しあげましたけれども、事業者に対する要請、発生抑制といったことなどに、これからも努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

【住民】

今の件ですが、5ページのカラーの棒グラフで、小平市の容リプラが平成31年で増えるというのは、私が理由をきちんと聞いていなかったのか、軟質プラが増えるだけでこれだけの棒グラフの増加になるのですか。

【白倉資源循環課長】

小平市でございます。この平成31年度のところですけれども、現在、小平市の軟質系のプラスチックですが、回収した上で燃やしているという状況がございます。この燃やしているものを、31年からこの施設が出来ることによって、そちらで処理をします。そうすると、現在、我々のほうで推測しているものとして、約1,500トン~1,600トンくらいが今燃えているだろうということで、今回の予測の中でその部分を踏まえた数値とさせていたところでございます。

【住民】

分かりました。

【村上事務局長】

他にございませんでしょうか。

【住民】

小平の学園西町の者です。今の関連ですけれども、この計画処理量ですね、小平市は軟質プラが増えるとなっておりますけれども、それ以降の伸びを見ても、小平市の場合はだんだん増えるという予想になっています。これはどうなのかなという気がします。東大和市を見ると減っていますよね。今、有料化をしているので、東大和市は、ごみ量はもちろん14パーセント減っていますけれども、当然というか、それにつれて資源量も減っているのです。そういうことからすると、小平市がずっと増えるという計画になっているというのは、ちょっといただけない。有料化をすれば、もっと減るはずです。そういうことも一応、検討して計画を立ててもらいたいと思います。

【村上事務局長】

今のはご意見ということでよろしいでしょうか。

それでは、他にございませんでしょうか。どうぞ。

【住民】

小平市の者です。スライド3ページの上にありますごみ処理処分ですけれども、そこで、ペットボトルは袋回収に統一されるようになるようですけれども、東大和市さんは拠点回収を残されていると思いますが、戸別収集に統合になって、3割ほど経費がかさむと。それを減らす工夫として、東大和市さんは拠点回収を計画されているように伺っていますけれども、そういう意味で、戸別回収ではなくて拠点回収を残すことは考えられないのですか。

【松本ごみ対策課長】

東大和市の現状のペットボトルの回収方法なのですが、従前は収集カゴを配置してカゴで回収するということをやっていたのですが、平成26年8月から袋出しという形で、現在変更している形で行政回収を行っています。

【住民】

戸別回収も含めた形ですか。

【松本ごみ対策課長】

東大和は、戸別回収という意味では、同じく26年8月から、可燃ごみ・不燃ごみ・容器包装プラスチック、この3つが戸別収集の対象となっておりますので、現在、それ以外の資源物については、従前どおりステーション回収という形になっています。

【住民】

私、拠点回収とステーション回収と混同していたようですね、ステーション収集なのですね。ステーション回収のままで、カゴ方式を袋方式にしたということですか。

【松本ごみ対策課長】

はい、そのとおりです。

【住民】

ペットボトルは、イオンさんで自動分別機を設置されてやるということは、東大和市の皆さんはご存じですが、小平市でも、いなげやさんが環境省の補助金を使ってペットボトルの回収機を設置したんです。そういうふうに、今の時代の流れというのは、ペットボトルは店頭回収の方向に、こういうふうに市で集めてやるのではなくて、分散処理をするような方向に進んでいるわけで、その辺は考え直していただけないでしょうか。時代に逆行していると思います、ペットボトルの量を行政回収するということは。

【木村計画課長】

ペットボトルの回収でございますが、そのような流れになっているということでございますが、住民の皆様が廃棄しますペットボトル全てをそういった店頭回収などで行うというのはなかなか難しいかと考えております。

【住民】

全てをととは言っていないです。例えば、国分寺市さんは、小平でも、白色トレイ、紙パックに関しては拠点回収で済ませているわけで、その回収量は、年間を通して数トン、微々たるものです。そういう方向で、集積所回収ではなくて拠点回収に移せば、わざわざ資源化施設で処理するような量にはならないと思うのです。その辺をよく検討していただきたいと思っています。

【村上事務局長】

ご意見ということで伺わせていただきます。他にございませんでしょうか。すみません、もう2つ終わりましたよね。また後ほど、お願いします。他にございませんでしょうか。まだご質問になっていない方、後ろの方、どうぞ。

【住民】

東大和桜ヶ丘から来ました。昨日は意見させていただきましてありがとうございました。

1つは、今、説明がありましたこの廃プラ施設は、この資料を頂いたときには13億円くらいになっていましたけれども、今、ご説明では18億幾らになっておりました。あつという間に、知らない間にこんなに膨らんで、5、6年前には、廃プラ処理施設は参考見積を出したら7社出て、4社がこんな所には建てられないということで辞退されて、3社出たうちの最低は33億円で、一番高いのは50数億円でしたよね。それから考えると、こんな経費でできるのかなというのがありますよね。今、ご質問があったように、税金で払われるわけですから、こんなものにむやみやたらに税金を投入していただきたくないんですよ。

それともう1つ、これは東大和の副市長の小島さんがいらっしゃっているのですが、お聞きしたいのですが、東大和市桜が丘地区の都市計画区域が工業地域になっておりますね。ご存じですよ。ここは、工場はもう既に1つもなくて、全国どこを見ても、こんなことは見たことも聞いたこともないのですが、こここのところを変えない限り、いつまでもこんな廃プラ施設を造るようなことになっているのです。国交省も都市計画を見直すにあたっては、こんなさんなことをやるところがあるから、5年ごとに見直しなさいという法の縛りになっているわけなんです。それなのに、工場が1つもない、周りが住宅に囲まれた所に建てるということ自体は、まだ変わらないのでしょうか。常識を疑っています。そのことについて、お答えいただきたいと思います。

【村上事務局長】

施設の建設費と都市計画のことについてのご質問でよろしいですか。

【住民】

はい、そうです。

【松本ごみ対策課長】

1点目の建設費の関係の話ですが、今、ご質問者がおっしゃった部分については、当初、この事業が計画をスタートした当時の、6品目をやっていこうというときに出了たお話であろうかと思えます。今般、ここでご説明させていただいているのは、ペットボトルと容器包装プラスチックの2品目ということになっていきますので、そういうメーカーヒアリング等というか、入札で辞退があったというのは、かつての6品目の時のお話かと考えております。

今回の説明で、18億円を超えるお金がかかるというところは先ほどの説明のとおりです。

ご質問者には同じことの繰り返しになるところではありますが、やはり中間処理、最終処分といったところの、現在のこの多摩地区の状況からいたしますと、どうしても内陸型の最終処分というところに頼らざるを得ない今の現状がございますので、そういったところからいきますと、極力、資源化できるものは資源化をし、それになじまないものについて焼却等を行っていく。そういったところで……

【住民】

そういうことは分かっているのです。では、その5、6年前の33億円とかあったときに、最初の予定価格は幾らだったのですか。

【松本ごみ対策課長】

予定価格までは、今、資料は持ち合わせておりませんが。

【住民】

17億円ですよ。

【松本ごみ対策課長】

33億円の話というのは、随分前の話で、そこを……

【住民】

そういう不確定なことは言わなくていいです。

【松本ごみ対策課長】

不確定ではなくて、ただ、今日いらっしゃる方が誤解をしてはいけないので、あくまでも、昔、6品目ということでの共同処理をしていた時代に建設費が33億円という形で出たものがございます。その時には、確かにそういったメーカーの辞退等もあったという事実がございます。ただ、現在については、その後、見直しを行った中で、2つの品目をやっていく形に見直しをして現在に至っているところが、今日の計画案の説明となっておりますので、よろしく願いいたします。

【田口環境部長】

東大和市の田口でございます。2点目の工業地域の見直しという考え方でございますが、市といたしましても、工業地域の見直しにつきまして、全く何もしてこなかったというわけではないと考えております。ただ、しかしながらこの工業地域、桜が丘地域、立野に、東大和市としてはこの地域しかないわけでございますが、当然、この工業地域の地権者、土地の所有者等、そういった方々がおられました。そういった方々との話し合いの中におきましても、やはり地域の方々、その土地を活用される方々もおられますので、そういった方々の制限が変わってしまうと。要するに、工業地域から違う地域になってしまえば、そういった活用度の部分も変わってきます。また、現在ある、仮に今、工業地域にマンションが建っている施設におきましても、既存施設の不適格ということも実際的には生じてくる可能性がございます。そのようなことから、地権者ともそういったお話し合いを過去にした経緯はございますが、なかなか地区計画等にも結び付いていかなかったという点がございまして、現在に至っているという状況でございます。

以上です。

【住民】

ちょっとお待ちください。今の回答は、全く間違っています。既存不適格という用語を知っているのですか。既存不適格というのは合法なのですよ。あなたはそれを分からないで言ってるの、簡単に。私も地権者とは話してみても、ここはもうやっていけないから、借地でや

りますという話をしているのです。何を既存不適格などと言っているのですか。法律用語はきちんと整理してから話してください。

【村上事務局長】

他にございませんでしょうか。先ほど1問でしたので、もう1問。

【住民】

小平市の者です。実施計画（案）の9ページの下の方、施設配置条件、このところの3行目に、この施設は「マテリアルリサイクル推進施設であり」と書いてありますが、プラスチックのリサイクルについてはマテリアルとケミカルとあるわけですが、マテリアルリサイクルを推進するということとで言っているのですけれども、マテリアルリサイクルといっても、実際は行った先で半数は燃やしているのです。そういうことからすると、マテリアルリサイクルだけでいくということを決めているのは少しおかしいのではないかと。ケミカルリサイクルという方法もありますからね。ケミカルリサイクルのほうが安いわけですよ。そういうことからすると、マテリアルリサイクル推進施設ということを決め付けているのはどうかと思いますけれども、検討はできますか。

【村上事務局長】

組合のほうから、説明をさせていただきます。

【片山事務局参事】

マテリアルリサイクル推進施設という表現を使っているのですけれども、これは国庫交付金の補助メニュー上の名前でございまして、物理的に分別して圧縮梱包する。そこまでをする施設という意味で使っているわけです。その後は、ケミカルリサイクルも含めて入札の結果、決まってくるとなると思っています。あくまでも補助メニューの名前でございますので、マテリアルに限定して製品を作っていくということではございません。

【住民】

表現を直してください。

【村上事務局長】

他にございませんでしょうか。お願いいたします。

【住民】

東大和市の者ですが、素人の一般市民で申し訳ないが、たまたま気が付いたのですが、例えば騒音とか振動で老人ホームが隣接するので、規制基準からさらに低くしてそれを下回る水準値を考えています。昼間ですと55デシベルとかいうことを計画書に書かれています。こちらの粗大ごみの方を今見ていましたら、老人ホームに隣接しているにもかかわらず、いずれも資源物の方が数値が高いのです。不燃物の方は、近くに居住されている方がいらっしゃるという環境にはありますが、住居に隣接しているという環境ではない。恐らく考えるとすると、小平市の告示があるから、さらに低くしたのではないかと思うのです。同じ組合が同じような時期に造られるのであれば、どちらか低いほうの水準を両方ともカバーする、クリアするように造られるべきではないかと。

資源物の方で低いのは、臭気の敷地境界のところ、資源物が10で不燃物が12という程度でして、あとはみんな不燃物の方が数値が高いのです。ぜひ、これは両方とも同じレベルで、低くしてやっていただきたいと思います。

【村上事務局長】

まず、なぜそういう数値になっているかについてご説明させていただいて、その後ご意見として、お伺いするというところでよろしいでしょうか。

【木村課長】

資源物処理施設と不燃・粗大ごみ処理施設での基準の差ということでございます。説明の中で、若干、触れさせていただいておりますが、用途地域というのが異なっておりますので、その用途地域に合わせた基準というのがございます。これらに従いまして、基準のほうは設定させていただいたところでございます。

以上です。

【村上事務局長】

他にございませんでしょうか。どうぞ。

【住民】

中島町のこだま自治会の者です。この中で、一応みんな読んでみたのですが、ここには、この施設を造るとして、自家発電が全然ないんですね。これは、新しく建てるのだけど、自家発電がないんですね。これは全部東電からの電気をもって賄うということではよろしいわけですか。

【村上事務局長】

焼却施設と関連してということですね。

【片山事務局参事】

今回、お示ししてご説明させてもらっているのは、不燃・粗大ごみ処理施設とプラスチックの処理施設です。その後、今、焼却炉も検討しておりまして、焼却施設ができた暁には、焼却施設で発電した電力を使って、不燃・粗大ごみ処理施設についてはその電力を活用しようと考えてございます。それが出来るまでの間、現在の焼却施設は発電設備がございませんので、電力を購入して運転していくということになると思います。

【住民】

ということは、ここを壊してから新しくする場合は自家発電を使うということですか。そういう施設を造るということですか。

【片山事務局参事】

焼却施設から新しくする目的の一つに、発電を行うということもございます。

【住民】

はい、わかりました。

【住民】

耐用性を考えたとうたってありますけれども、施設の耐用年数は何年ですか。

【片山事務局参事】

建築物ですと50年とか言われるのですけれども、こういうプラントものについては明確に何年ですというのがありません。大体、15年から30年くらいで更新されている、設備的にはそれくらいの耐用年数になっていると思います。

【住民】

焼却と絡むと思うのですけれども、何年を目標にしているのですか。更新を考えないのですか。1回建ててそれでおしまいでなければ、次を考えると時の目標年限というのがあると思うのですけどね。

【片山事務局参事】

そうですね。ですから、設備的にはおおむね30年、25年程度、または15年くらい使って大幅な改修を行って、30年は使っていきたいと考えております。

【住民】

建物ですか。

【片山事務局参事】

施設全体としてです。

【村上事務局長】

それでは、続きまして、不燃・粗大ごみ処理施設のご質問をお受けいたしまして、また、最後に全体ということに移らせていただきたいと思います。

それでは、不燃・粗大ごみ処理施設のご質問をよろしく願いいたします。

【住民】

同じ質問です。不燃・粗大ごみ施設の耐用年数です。

【片山事務局参事】

資源物処理施設と同様で考えてございます。おおむね設備的には、7年から15年で大幅な改修が必要になり、その時に建物の耐用に合わせて改修をして使っていくと。最低30年は使う施設になってくると思っております。

【村上事務局長】

それでは、他にございませんでしょうか。お願いいたします。

【住民】

概要のレジュメの5ページで、先ほどと同じカラーによる棒グラフ、人口グラフから質問です。

不燃ごみの経年推移が出ていますが、それによると、先ほどの容リプラの小平が増えるという予測とは反対に、不燃ごみが、小平はなぜか平成31年度から減っていく。他が減らないのに、小平がどうしてこういうふうになるのかという疑問です。

それと、先ほどどうしようかと迷っているうちに、こちらに移行してしまったのですが、太陽光発電とかそういうものを、3市共同資源化のほうでは取り入れると書かれていたのが、どのくらいの率での太陽光発電の供給量を見込んでいるのかということと、先ほど、焼却施

設では発電施設も入れての考えをしているとおっしゃったけれども、小平のここの施設では発電施設が造れない敷地面積ではないかというのをちらっと何かで聞いたことがあるのですが、だから、発電、熱エネルギー回収ができない施設になるのではないかと思ったのですが、その点、質問します。

【村上事務局長】

それでは、3問になりかけていますけれども、2問の質問ということで、まず小平市のほうから。

【白倉資源循環課長】

平成31年度のところで、小平市の不燃の数字がだいぶ減っているのではないかというご質問でございますが、実は小平市の方としまして、現在、一般廃棄物処理基本計画というものを作っております、その中で、今、平成31年度からごみの有料化、戸別収集をしようということに計画上なっております。実際に、こちらを平成31年度やることで分別収集が進むということから、処理量、回収量が減るということを見込んだ上で、今回、このような計画を立てさせていただいたところでございます。

【村上事務局長】

それでは、2問目は発電ということで、組合のほうからお願いいたします。

【片山事務局参事】

少し回りくどい説明になりますけれども、先ほどから説明申し上げているとおり、この契約は設計付施工契約で検討しております。プラントメーカーによっては、建物の形もまた変わってくる要素もございますので、その中でできる範囲内での太陽光発電というレベルで考えてございまして、現在で何キロワットを目標にするとか、そういうことはございません。

それからもう1つ、ごみ焼却施設、今ご説明申し上げた2施設とは別の可燃ごみを燃やす施設の検討もしております、その施設が、敷地が狭いので発電ができないのではないかというご質問ですけれども、これはプラントメーカーのヒアリング等を実施しまして、発電は可能であるという技術的な裏付けを取ってございますので、そういう施設として更新を今検討しているところでございます。

以上です。

【住民】

分かりました。この3分の1の助成金というのは、可燃施設ではないからですね。はい、分かりました。

【村上事務局長】

他にございませんでしょうか。

【住民】

ついでに、どうして小平市は有料に……

【村上事務局長】

ごめんなさい、一応区切りで、また手を挙げていただきたいと思います。他にございませんか。なければ、今の方よろしいですか。では、お願いいたします。

【住民】

私は武蔵村山市ですが、小平市が有料化に踏み切ったら不燃ごみはこれだけ減ると予測するのに、武蔵村山市ではどうして薄いブルーのところあまり差がないのでしょうか。

【村上事務局長】

その質問でよろしいですか。

【住民】

はい。

【有山ごみ対策課長】

武蔵村山市の場合も、一般廃棄物処理基本計画という計画を作っております。平成26から29年度までの計画になっているわけですがけれども、その計画の中では、家庭ごみの有料化についてのところがございまして、ここでは平成30年を目途に、現在、状況把握、課題の整理、住民の意識の把握などをして検討していくという記載はなっているところでございます。その中で、数字がそんなに減らなかったというのは、すいません、集計上はそうなっているということで、微妙に下がっていることは下がっているはずですが、申し訳ございません。

【住民】

分かりました。

【村上事務局長】

他にございませんでしょうか。それでは、今、不燃・粗大ごみ処理施設の質問がないようですので、全体を通して何かございましたらお手を挙げていただければ。どうぞ。

【住民】

小平市の者です。事務局にお願いしたいのですが、この通達で、例えば「3市共同資源物処理施設整備実施計画」というのがあるのですが、ここの後ろに分かりやすいコメントを入れておいてもらいたいと思うのです。例えば、「プラ・ポリ・リサイクル施設」とか、「東大和」とかというようなことでないと、住民がこれを見て理解しにくい部分がありますので、今日、地域の説明会ということだったんですが、これで、本当に読んで住民が分かりやすくみんな集まってくれるかということです。行政のほうでも、この言葉は変えられないでしょうから、括弧付けてやってもらいたい。あと、不燃・粗大ごみについても一緒です。

あともう1つ、宛先ですが、「連絡協議会構成委員」になっているのですよ。これで回覧を回したって、地域住民は、宛先を見たら自分のことではないと思うようなことが起こりかねないのです。これは確かに、「地域住民様へ」とか書かなければならない。

あともう1点、昨日か一昨日に、一酸化炭素うんぬんという通達もきました。これは自治会長名で来ているのです。自治会長にしか謝らないのでしょうか。地域住民の皆様迷惑を

かけたというので通達を出したと思うのです。ところが、「自治会長、すみません、よろしくをお願いします。以後、対策は気を付けます」で終わっているのです。少し違うのではないかと。住民をないがしろにした通達文になっていないかなということ、いま一度見直してもらえればありがたい。話下手なものですから、理解できましたか。

【村上事務局長】

まず、表記については分かりやすい形に検討したいと思います。

また、もう1つの通知につきましては、やはり代表の方に出すという側面もありますので、例えば、もう1つ住民の方に回覧用に出すとか、作るとか、そのような工夫をさせていただきたいと思います。

【住民】

題名というか、「地域の皆様へ」とか何か書いていただければ。これ出すとね、住民に聞いたのですが、「私たちに来ているのではない」と言うのです。「構成員と選任者殿」となってますんで、私たちに来ているのではないから、私たちは関係ないということで、うちの自治会からも何人か出席はしてくれましたが、ちょっと読み取りにくいということと、自分が読んでも、何の施設がどこに出来て、どのように説明会を開くというのが読み取れない部分がありましたので、よろしくお願いします。

【村上事務局長】

ありがとうございます。他にございませんでしょうか。では、一番前の方。

【住民】

昨日も参加させていただきました、桜ヶ丘の者です。よろしくお願いいたします。昨日も参加させていただいて、理解が足りなかったものですから、今日も参加させていただいたのですけれども、日にちが変わると、随分会場の雰囲気も違うのだなと率直に感じました。

私が、少しチンプンカンプンなことを言っているのかもしれないのですけれども、今、いろいろ皆様のお話があったと思うのですが、どちらかという設備の必要な要件とか、細かい話のほうにシフトしていたような感じがしました。ただ、昨日と今日とまとめて考えて見ていると、やはり必要性和予定地の適切性というところが、理解がいつている部分といけていない部分が、擦り合わされていない部分があるのではないかという気がして、私も聞いていてどちらなのだろうという、どちらの気持ちも分かるという部分はあるのですけれども、やはりその辺のところを一回整理をして、それで最終的に行政判断になるのだと思うのですが、その辺のもともとの資料というのはあるのですかね。あるのであれば、もう一度お示しただけないかと。私もきちんと理解したいのです。

ありますか？どなたにお聞きすればいいのか分からないのですが。

【村上事務局長】

組合のほうからご対応させていただきます。

【木村計画課長】

資源物処理施設ということになるかと思いますが、3市共同資源化事業を進めていますということで、住民の皆様方には、これまでも説明会は何度かさせていただいております。の中で、これまでの経緯とか、そういったものを記入している資料というのがございます。ですので、こういったものはまた配布することは可能でございます。また、今、代表者の方ということだと思いますが、もしご自分の自治会なりマンション管理組合の方で、ぜひ説明を聞きたいということであれば、日程調整させていただきまして、説明に上がりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

【住民】

それは資料があるということですが、その根拠となるいろいろな数値も示されると思うのですが、その根拠となる資料も付いているということですか。

【木村計画課長】

根拠といいますか、これまでこういう経緯でこの事業を進めてきたという内容の資料と、あと先ほどお話がありました、なぜこの場所なのかとか、あるいは必要性につきましては、別な資料で説明したのもございますし、また説明にお伺いして、それはしっかりとご説明させていただきたいと思っております。

【住民】

今、頂くことはできますか？終わった後で結構ですが。

【木村計画課長】

確認して、また後ほど対応させていただきたいと思います。

【住民】

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

あと2点目です。この事業を最終的に進める最終判断として、住民の理解が得られるということが条件ですというふうに、以前お話があったと伺いました。そこの住民の理解が得られたという判断は、どのようにされるのか。

昨日もご質問があったのですが、答えになっていなかった。なので、これは最終的には、多分、市長の方々が判断されると思うんですけど、この場であれば、恐らく本部長の小平の副市長様がお答えする内容かなと思うのですが、その見解、判断基準というのが、当然ながら最終的な行政判断があるはずですから、そこのお考えについてお聞かせ願えないでしょうか。私はその2点です。

【山下副市長】

住民の方の理解というのは、こういう施設建設については、やはりいずれの場所でも非常に問題になってございます。住民の合意というものについての、法的な基準というのは一切ございません。ですから、先ほどおっしゃいましたように、この事業については最終的には3市長、そして組合管理者の判断によるものですが、その判断の基準というのですか、

考え方は、やはりそれぞれの抱えている市議会の判断というものに大きく左右されるものではないかと考えてございます。

いずれにいたしましても、この施設建設については、都市計画の決定とか、事業認可といったようなそれぞれの市だけではできないことがありますので、その判断というのは、やはりそれぞれの市議会で判断いただいて、それをもって国なりとの折衝にあたるというのが基本的な考えでございます。それぞれの市議会で、やはりまとまりがない、多数を得られないような状態であれば、これはやはり、どこかの市がやれと言ってもなかなかできないのではないかと考えています。今の段階では、そのように考えております。

【住民】

では、具体的なものを示す法的なものではなくて、やはり最終的に民主国家ですから、その市議会が最終決定機関だということによろしいですね。分かりました。以上です。

【村上事務局長】

何人か…では、どうぞ。

【住民】

小平の者です。計画の目標値についてですけれども、先ほども少し指摘させていただいたけれども、結局、現状維持なんですよ。現状がこうだから、何年後には多少増える、減るという考え方で計画を作っているわけなんですけれども、やはり今、ごみをどれだけ減らせるかということが一番問題になると思うのです。だから、何年後にはこのくらいまで減らそうと、そのことについて市民の同意を取り付けながら、このくらいまで減らせるからこのくらいの施設を造ろうという、そういう作り方がやはり一番基本ではないかと思うのですが、必ずしも、今の計画ではそうっていないところが非常に残念です。

そういうことをする、例えば、何年後にはどれくらい減らすということになると、市民の協力が必要ですから、市民に対してどのくらい減らしてもらえますかということを書いて、それを市民がまた受け入れて、それに協力するということをやることが必要になってきます。

そうすると、やはり市民がこの施設を造ることについてどう考えているかということ、行政のほうはしっかり把握してもらいたいと思うのです。

そういう意味で、私たちは3市ごみ連絡会という会を作っていますけれども、そこでは市民を入れた施設の検討委員会をつくってくれということは何回も行政に言っていますし、それは陳情として受け入れられたこともあるんですけども、実態としてはそうっていないと。それが非常に残念だと思います。

ぜひ、市民を入れた検討委員会をつくって、どのくらいまでごみを減らせるかということ、議論して、こういうことであつたあと計画を作ってもらいたいというのが私の希望です。

【村上事務局長】

ありがとうございました。

【住民】

何度もすみません。先ほど、少し聞き捨てならないなというお答えがあって、質問者の方もそのままにされたので、私のほうでももう一度お聞きしたいのですが、騒音振動のデシベルの件ですが、質問された方は、確かに小平のここと、ここと3市共同の方で、共同の方が、基準値が甘いということで、お答えのほうは、その地域の用途によって自主基準値を決めたということで、それで要望だけにとどめたと思うのですが、それは施設を造っていこうという立場の考え方に、すごく基本に関わるのではないかと思うので、もう一度、私もそれを言いたいと思うんですが、ここで低い40デシベルとか45デシベルを基準にできるくらいだったら、3市共同資源化施設の所でも、いくら工業地域だとは言っても、同じ程度の騒音にとどめるという努力をなぜできないのかなと思います。

あと、VOCを測定する必要のない施設だけれども、頑張って屋内で処理するように努力しますみたいを書いてあるけれども、それもやはり、これからの姿勢として、工業地域でやる共同資源化施設なのだから、特段義務はないという甘さが出るのではないかと、とても危惧するんですが、そこの姿勢をもう一度確認したいんですが。

【村上事務局長】

組合のほうから回答させていただきます。

【片山事務局参事】

先ほど説明したとおり、用途地域が違いますので、規制基準値自体が違ってくることがございます。基本的には法例順守でいきたいということがございますが、中島町については厳しい基準、桜が丘については全てが甘い基準ということではなく、桜が丘については、非常にVOC含めて臭気を心配される方が大勢いらっしゃいます。そういう意味で、臭気については厳しい値という形で、施設ごとに特徴を持たせているという状況でございます。

なお、この基準自体は相当低い基準でございますが、先ほど、説明の中にもありましたけれども、静穏な事務所にいる、その中の平均音量がやはり50デシベルくらいということでございますので、生活環境に影響を与えるレベルではないと考えてございます。

以上です。

【住民】

ありがとうございました。

【村上事務局長】

はい、どうぞ。

【住民】

最後に夢のような話ですが、これだけ一応、話をさせてください。

現在、車の搬入が相当あります。それで、個々のごみの焼却について、出来れば、東大和市さんと武蔵村山市さんは、これから先出来るかどうかわかりませんが、その野球場ございますね、創価高校の。あの辺りのちょうど突き当たりの所に、廃棄物の自転車置き場があります。あそこを今やっておりますから、あそこへ、できるならば、地下トンネルを掘って、

ここのピットまで持ってくるような操作はできないだろうか。そうすると、結局、車自体も半分で済むのではないかと思うのですが、いかがでしょうか、夢かな。

ただし、上に、西武線の高架線の上を通るとなると、事故にでもあったときはえらいことになってしまいますから、どうしても、下の穴でも掘って、結局、地下道にコンベヤを這わせて、それでこちらのピットに流し込むということにすれば、これ、現在のところは100台のものが50台になっちゃうという形になるのではないかというふうに思うんですが、それは夢でしょうか。

【山下副市長】

私も、この焼却施設を建て替える際に、その搬入路について、若干、個人的にですけれども、地下通路なり高架で、要するにくるくる巻いて、上を通してまたくるくる下りるという形を考えてみました。現実的には、渦巻き状で上に持って行って高架でやる方式は、やはりここと向こうの面積が少し足りませんでした。今度、地下通路でやった場合は、地下通路のこう配が必要になってきます。鉄道の部分がちょうど一番低い部分で、そこから上げてくるわけです。そうすると、上げるにあたって、こう配が大体5%程度のこう配でないと、車は上がることができませんので、そうすると、現実的には、恐らく鉄道の敷地から200～300メートルはないと搬入路が造れない。

【住民】

それは車でしょ。車ではなくて、我々の言っているのは、コンベヤでもって送り込むということです。

【山下副市長】

車は向こう側に置いてですか。

【住民】

向こう側しか通れないですから。

【山下副市長】

コンベヤまでは、私も頭に浮かびませんでした。そういったお話が出たということだけお聞きしまして、少し検討させていただきます。

【住民】

お願いします。それと、もう1つだけよろしいですか。この敷地の中にプールなり、あるいはその他の施設を造る。風呂場はいいですが、プールなりはできないだろうか。そうすると、随分と環境が違うと思うのですが、この件も一つ考慮していただきたいと思います。

【村上事務局長】

それはご意見として。それでは、最後に。

【住民】

小平の者です。昨日言ったことの続きで申し訳ないのですけれども、焼却炉に関しては3市長さんと組合管理者さんの合意でC案に決まったと。C案というのは、ストーカ方式ということでしたけれども、その場合の概算見積は出ないんでしょうか。

【村上事務局長】

焼却施設のことになります。答えられる範囲でお願いいたします。

【片山事務局参事】

先ほどの話の繰り返しになりますけれども、設計付施工契約で、どういう技術を採用するかによって金額が変わってきます。ただ、記憶であれですけれども、確か平成26年度のトン単価が6,900万円だったと思います。ですから、100トンつくれば69億円という値段で今、一般的にはごみ焼却施設は整備されています。

【住民】

3市資源化事業の基本構想では、3施設を一体的に進めるということが謳ってあったと思うのですが、一番大物の焼却炉に関しては、まだそういうふうに伏せてあるわけですよ。昨日もお話ししましたが、公共施設マネジメントでは、こういう他市との連携による施設に関してはカウントされないわけですが、小平市に関しては2060年までに年間平均30億円の設備経費がかかると。それにこの資源化施設が上乗せされるわけです。

そういったことを考えて、本来ならば、今年の3月に出されたごみ処理事業基本計画でそこまで含めて出すべきだったのではないのでしょうか。その辺が、事業計画は議会にもかけられないような内部の書類だという話ですが、小村大の事業計画というのはそんなものでいいのでしょうか。ちょっと話が小さいものを積み上げて、大船を最後に持ってくるというのは、市民として理解できないです。

【片山事務局参事】

話が交錯するかもしれませんが、先ほど説明の中にもありましたように、こういうリサイクル施設、ごみ処理施設というのは必ず必要になるわけですが、施設がありますと、必ず地域の方々がいらっしゃると。地域の方々に対して、丁寧な説明をしていくわけですが、一番の誠意は公害対策よりも、まず少なくすることであると、私どもはそうのように考えまして、資源物処理施設と不燃・粗大ごみ処理施設、焼却施設というふうに連関して考えています。何しろ、最終的には日の出町にお世話になっている処分量を減らすのが目的ですが、その前段の焼却施設の処理量を減らしていく。その前段で、不燃・粗大ごみ処理施設の量を減らしていく。さらにその上流側で、プラスチック、ペットボトルを含めた資源物を徹底的にやっていくというごみの流れの中で、上流側から確度を上げていく、確実にしていくという進め方をさせていただいてまして、今、不燃・粗大まで来ていると。それで、焼却炉の検討に入っているという状況でございます。

【住民】

それに関して、よろしいのでしょうか。最上流のことで、ごみの減量については、具体的には小平市の軟プラをリサイクルするために、3市共同の資源化施設を造ると。それとプラスして、プラザ機能ということ具体的に謳ってあっただけで、3市の共同で廃棄物排出を減らすような共同作業というのは、具体的に何をこれまでにやられたのでしょうか。戸別収集

有料化に関しても、3市ばらばらですよ。そういうことで、こういう大掛かりな事業をやっているという姿勢が、私には理解できません。

【村上事務局長】

では、ご意見ということで伺わせていただきたいと思います。

【住民】

すみません、一言だけいいですか。

【村上事務局長】

では、簡潔にお願いします。

【住民】

今日は多分中島町の方が多いのかなと思います。私は、東大和市の桜が丘の者です。今回の廃プラ施設の地域連絡協議会というものがあまして、今、そちらの会長をやっています。

毎月、打ち合わせをしまして、いろいろやっているのですが、なかなか、今日も出てきて、質問などいろいろ解決したいと思ってやっているのですが、なかなか、今日もそうですけれども、いい回答が得られないので、例えば、先ほど経緯の話がありましたけれども、なぜこういうふうに場所が決まったのかとか、何で公設なのか、そういうところの具体的な根拠となる資料が、今まで出てきていないんですね。多分、今の時点ないのだと思うのですが、その辺を明らかにしたいということで、我々は活動するということでやっています。もちろん、衛生組合の方の説明も当然ありますし、私たちがこういうところを解決したい、納得したい、理解したいということでそういう話を進めています。

先ほどのグラフの中でも、例えば人口の推移がありましたけれども、結構増えていたりとか、我々の中でも人口の推測がおかしいのではないかという話もしているので、その辺も少し検証しようということをやっていますし、ごみの進め方ですね。先ほどから何回も出てきますけれども、まず、最初にリサイクルありきというのが、順番としてはおかしいのではないかとことを我々も思っています。その辺も協議会の中で話をしていきますので、興味のある方は、ぜひ、東大和市でやっていますけれども、参加というか、傍聴していただければと思います。

あとは、焼却施設のほうも、これから検討があるということなので、私たちの場所もすぐそばですから、中島町の方と一緒に、その辺をやっていききたいという話をしています。

実現するかは分かりません。衛生組合の方にそういう話をしていますので、そのときには、一緒にやっていききたいと思っていますので、よろしくお願いします。

【村上事務局長】

それでは、そろそろ時間となりましたので、これをもちまして終了とさせていただきますと思います。なお、本日頂きましたご意見は、今後の参考とさせていただきますと考えております。

本日は、お忙しい中、どうもありがとうございました。